

四季打鉄炮鑑札



表

裏

将棋の駒のような形をした長さ 13 cm、幅 9.1 cm、厚さ 1.5 cmほどの木の板、中央には「四季打鉄炮壱挺」と書いてあります。江戸幕府は、村において鉄炮(火縄銃)を武器として使うことを禁じ、獣害対策か猟師が狩猟に用いる場合に限定して所持を認めていました。特に猪や鹿などによる農作物への被害を防ぐための鉄炮は、領主から火縄銃を借用するという建前になっており(実際はほとんどが百姓が自分で用意したものでしたが)、そのことを示すのがこの鑑札です。鉄炮は毎年、使用開始にあたり必ず領主に文書で拝借を願い出、許可を得る必要がありました。「四季打」とは字の通りほぼ1年を通じて使用が認められていること、左下の「玉目三匁五分」は、玉の重さが 13.1 グラム(銃身の直径が 1.3 cm)ほどであるということです。

その下の「武州高麗郡小瀬戸村 百姓武兵衛」は鉄炮の持主を記しています。武兵衛とは医師でありまた寺子屋の先生をしていた須田精道のことで、天保 14(1843)年から死去する明治 15(1882)年までの 40 年間付けていた日記が、子の勇太郎が書いた 17 冊とともに飯能市の指定文化財となっています。

次に裏面を見てみましょう。ここには鑑札を発行した「川上金吾助役所」と「安政六年三月」(1859 年)という発行年が記されます。川上金吾助は弘化 2(1845)年に代官に抜擢され、弘化 4 年、現在の長野県で起きた善光寺地震の際に農民の救済に尽力し「御代官川上様小社」の石祠が建立されました。川上が飯能市域の幕府領(小瀬戸のほか、中藤中郷、中居村新田など)の支配代官をしていたのは安政 5(1858)年から 6 年にかけての短い時期にすぎませんでしたが、飯能市域の百姓たちはこの川上の名声をどこまで知っていたのでしょうか。